

企業連携移住促進事業の概要

移住促進特別区域（人口集中地区がある移住促進特別区域を除く）において、企業や地域団体が移住者向けの社員寮・賃貸住宅などを整備する場合、その整備費・設計費を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす企業または地域団体

- ①市内に事業所（事務所）を有するまたは新たに設置すること
- ②整備住宅所在地の地域団体と連携して取り組むこと
- ③整備住宅に入居する移住者が整備住宅所在地の移住促進特別区域に定住すること
- ④整備住宅に入居する移住者が居住地の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加すること
- ⑤市税などの滞納がないこと

■補助金額

移住者の新規受け入れのための住宅整備（新築・改修・敷地整備）費・設計費に対して2/3以内（1戸あたり120万円以内・1事業あたり10戸以内かつ1,200万円以内・千円未満切り捨て）

※補助金額は京都府の制度（別途申請が必要）と合算した額です。

※補助期間は最長2年間で、年度ごとに申請が必要です。

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、申請年度の2月末までに完了しない事業は対象外です。

※用地取得費・補償費は対象外です。

■南丹市の移住促進特別区域

地区名	地区内の集落（行政区）名
①園部町川辺地区	船岡・高屋・大戸・熊原・佐切・越方
②園部町摩気地区	竹井・仁江・船阪・大西・穴人・半田・口人・口司
③園部町西本梅地区	殿谷・埴生・南八田・天引・法京・大河内・南大谷・若森
④八木町北地区	船枝・山室・室橋・諸畑・野条・池上
⑤八木町神吉地区	神吉上・神吉下・神吉和田
⑥日吉町世木地区	殿田（上）・殿田（下）・木住・生畑・中世木
⑦日吉町五ヶ荘地区	東雲・片野・新シ・和田・興風・彰徳・吉野辺・中組・海老谷・東組・下佐々江・中佐々江・上佐々江
⑧日吉町胡麻郷地区	畑郷・後野・上胡麻・広野・胡麻荘園・日吉平・新町・中野辺・西胡麻駅前・角本・中村・栄ヶ丘・東胡麻・上保野田・下保野田・志和賀 ※イングランドヒルズ除く
⑨美山町知井地区	南・北・中・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里
⑩美山町平屋地区	又林・下平屋・上平屋・安掛・野添・長尾・深見・荒倉・大内・内久保
⑪美山町宮島地区	原・板橋・宮脇・下吉田・島・長谷・上司・和泉・静原
⑫美山町鶴ヶ岡地区	今宮・栃原・砂木・棚・川合・殿・舟津・松尾・神谷・名島・洞・田土・上吉田・林・庄田・脇・熊壁・山森
⑬美山町大野地区	萱野・大野・川谷・岩江戸・肱谷・小淵・向山・檜原・音海